

関係者各位



27年度施行に向け、関係各所、様々な疑問や不安を抱かれているかをご察し致します。  
本学園では、すでに10年近くも前から、「幼保の連携」を目指し、この度の関連法案とは別の観点から、幼保の良き連携を目指し、計画を進めて参りました。

平成22年度、「幼稚園単独型認定こども園」認定取得。

平成25年度、「私立認定保育所(認可保育所)」併設と同時に「幼保連携並列型認定こども園」へ型式変更。  
現在は、「学法設置の私立幼稚園」と「学法設置の認可保育所」を同敷地内で連携運営しています。

学園内では、幼保の間において、物的・人的・ハード・ソフト、あらゆる面での連携や合理化・効率化への実践を行い、27年度の新制度へ向けて、各方面で不安や心配を余儀なくされている問題のほとんどを、すでに実践し、そのノウハウもとに、27年度の新制度へ向けて、万全の体制で迎えられるよう、具体的な計画策定に突入しています。

例)「独自の園児募集」や「保育料の施設徴収」、「園基準、また、応諾義務による園児募集」、「公定価格と施設給付による運営」、「行事やカリキュラムの連携」、「登園時間や園庭解放の問題」、等々。

また、幼稚園と保育所の給与体系は一本化。就業規則も一本化を果たし、相互の教職員がバランスを保ちつつ、互いの部署への異動も滞りなく行えるように整備をしています。そして、先々への経営へ向けての見通しも欠くことはできません。

さて。幼保の連携や、認定こども園化に際しては、事の多くに対する準備が必要です。  
しかしながら、万全なる計画において準備をしつつ実現してみれば、保護者、子ども、のみならず、教職員にとっても、マイナス要因は見当たらないと感じています。

そして、実践してみて初めて突き当たる課題や、先々への閃きもあります。  
より良き幼保の連携、そして、そこには新法も深く関係してきます。

平成27年度へ向け、どう動いて行ったらよいかを的確に判断するうえで、新法の動向を常に見据えつつ当施設の歩んできた軌跡、また、現状をもとに、未来予想図を描くことは、何よりも代えがたい武器である事と感じています。

むさしのが歩む、すべての歩みや計画の柱に存在し続けるのは、幼児教育の普及と発展。  
幼児教育は、本来、施設や家庭の背景などにより制限されるものであってはならないと思うのです。

幼児教育のさらなる普及と発展をめざし、当園が感じている将来への見通しや計画をお伝えする事は、何かしらのお役にたてるかもしれないと。

子どものため、保護者のため、従業員の為、社会のために。  
歩んできた幼保連携と認定こども園の普及活動に邁進しようと思っています。

平成 26 年 2 月 20 日  
東村山むさしの認定こども園  
学園長・野澤貴春

